

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年1月16日（平成29年（行情）諮問第18号）

答申日：平成29年2月27日（平成28年度（行情）答申第754号）

事件名：行政管理局が「処分等の求め」を説明しているにもかかわらず国民からの特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしなない理由の分かる文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「総務省は、行政管理局が国民に対して、行政手続法の改正をパンフレットで大々的にPRし、法令違反の事実を発見した場合の「処分等の求め」を説明しているにも拘らず、国民から特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしなない理由の分かるもの」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書1及び文書2（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月8日付け総官政第113号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び請求内容を満たす行政文書の特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

平成28年7月7日、請求の内容を「総務省は、行政管理局が国民に対して、行政手続法の改正をパンフレットで大々的にPRし、法令違反の事実を発見した場合の「処分等の求め」を説明しているにも拘らず、国民からの特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしなない理由のわかるもの」との行政文書開示請求に対して、平成28年8月8日付け総官政第113号によって、「総務省と当方のメールのやり取り」及び「出典書籍名が明示されていない解説書の複写抜粋（29頁）」（当方が調べたところ「行政手続法の解説書」）を総務省大臣官房政策評価広報課が特定し開示しました。

「当方と総務省のメールのやり取り」において、総務省は「特定市等の法令違反」の通報を「特定市等の条例違反」にすり替え、特定市等の

行為は「法令違反」ではなく「条例違反」であるので、対応できないとしています。国民の問合せに対する総務省の回答は極めて場当たりの矛盾しており、論点をずらして誤魔化し、国民を見下した総務省の対応には憤りを覚えます。

当該メールのやり取りは、総務省のホームページの情報公開・個人情報保護審議会（原文ママ）「答申状況」に「平成28年度（行個）答申第91号」として、公表されています。当方の「特定市の法令違反」の問合せに対して、平成28年3月11日のメールで「法令違反が刑法等に関するものであるのであれば、司法当局にお問い合わせいただくべきものと考えられます。」と回答しながら、同年4月8日のメールでは、「法令違反がどの法令のどの規定に違反するものなのか明らかでないため、お答えすることは困難です。」と明らかに矛盾した回答を総務省から頂いています。

情報公開制度を管轄する総務省にとって、保有個人情報の請求でもないのに、個人とのやり取りメール自体を個人情報とせず、行政文書とすることも明らかに失当です。それとも、総務省では当方とのメールのやり取りを既に行政文書として組織で共用しているのでしょうか。組織で共用しているのでしたら、上記のような矛盾した回答を肯定しないで、訂正してください。

当然、当該メールのやり取りは「総務省が特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしなない不作為の証明」には該当しても、「総務省が特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしなない理由」には該当しません。

「行政手続法解説書（52頁から99頁及び274頁から283頁の2頁を1頁とする縮小版計29頁）」は、極めて不親切な開示ですが、丁寧に「条例違反は処分等の適用除外」という56頁及び96頁に付箋が付けてありました。一方、「法令違反の申出を受けた行政機関は必要な調査を行う等、対応しなければならない」という「処分等の求め」が記載されている274頁から283頁には付箋はありませんでしたが、「行政機関は法令違反の通報には対応の義務がある」と記載されており、当方が請求した「総務省が特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしなない理由」の情報開示にはなりません。逆に「法令違反通報の申出に対応しなければならない理由」が開示されています。

「特定市の条例違反」ではなく、「特定市の法令違反」の通報に総務省が対応しない理由を開示請求したのですから、「条例違反は適用除外」及び「法令違反には対応義務」を開示決定したことは明らかに失当です。

したがって、当方の請求を満たす行政文書を適正に特定し、開示を求

めます。

以上の理由から、公務に携わっている職員の観点から開示義務があるので、行政不服審査法に規定する審査請求を行います。

(2) 意見書

ア 平成28年8月8日付け総官政第113号により処分庁が開示決定した処分を却下し、適正な文書等を開示することが適当である旨の答申を求めます。

イ 反論意見の理由

平成28年7月7日、請求の内容を「総務省は、行政管理局が国民に対して、行政手続法の改正をパンフレットで大々的にPRし、法令違反の事実を発見した場合の「処分等の求め」を説明しようとしているにも拘らず、国民からの特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしめない理由のわかるもの」との行政文書開示請求に対して、平成28年8月8日付け総官政第113号によって、「総務省と当方のメールのやり取り」及び「出典書籍名が明示されていない解説書の複写抜粋（29頁）」（当方が調べたところ「行政手続法の解説書」）を総務省大臣官房政策評価広報課が特定し開示しました。

平成28年10月26日付け処分庁に対する審査請求書にも記載したとおり、「当方と総務省のメールやり取り」において、総務省は「特定市等の法令違反」の通報を「特定市等の条例違反」にすり替え、特定市等の行為は「法令違反」ではなく「条例違反」であるので、対応できないとしています。国民の問合せに対する総務省の回答は極めて場当たりの矛盾しており、論点をずらして誤魔化し、国民を見下した総務省の対応には憤りを覚えます。

当該メールやり取りは、総務省ホームページの情報公開・個人情報保護審議会（原文ママ）「答申状況」に「平成28年度（行個）答申第91号」として、公表されています。当方の「特定市の法令違反」の問合せに対して、平成28年3月11日のメールで「法令違反が刑法等に関するものであるのであれば、司法当局にお問い合わせいただくべきものと考えられます。」と回答しながら、同年4月8日のメールでは、「法令違反がどの法令のどの規定に違反するものなのか明らかでないため、お答えすることは困難です。」と明らかに矛盾した回答が総務省から来ています。

「情報公開制度を管轄する総務省にとって、保有個人情報の請求でもないのに、個人とのやり取りメール自体を個人情報とせず、行政文書とすることも明らかに失当です。それとも、総務省では当方とのメールのやり取りを既に行政文書として組織で共用しているの

でしょうか。組織で共用しているのですでしたら、上記のような矛盾した回答を肯定しないで、訂正してください。」と審査請求書に記載しましたが、総務省の理由説明書には組織共有に対しては肯定の回答があるにもかかわらず、組織にとって都合の悪い「矛盾した回答肯定しないで、訂正してください。」には何らの回答もありません。

当然、当該メールのやり取りは「総務省が特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしなない不作為の証明」には該当しても、「総務省が特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしなない理由」には該当しません。

また、総務省は今回の理由説明書において、行政手続法について、「申出は申出書を提出していなければならず」と記載されているが、メールのやり取りの時点で、何故、当該事項を総務省は教示しなかったのか、理由説明書を受領し、さらに疑問が深まりました。

開示された行政手続法の解説についても、「行政機関は法令違反の通報には対応の義務がある」と記載されており、当方が請求した「総務省が特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしなない理由」の情報開示にはなりません。逆に「法令違反通報の申出に対応しなければならない理由」が開示されています。

「特定市の条例違反」ではなく、「特定市の法令違反」の通報について、総務省窓口に行行政手続法の教示をお願いしたにも拘らず、総務省は行政手続法のPRパンフレットまで作成しているのに、対応しない理由を開示請求したのですから、「条例違反は適用除外」及び「法令違反には対応義務」を開示決定したことは明らかに失当です。国民を欺ける正当な理由があるはずです。

したがって、当方の請求を満たす行政文書を適正に特定し、実施機関に開示をさせていただきますようよう要望します。

最後に、当方は、行政文書の一部を不開示にしたことではなく、失当に対して異議があることを改めて申し添えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成28年7月7日付けで、処分庁宛てに、法に基づく行政文書開示請求があった。処分庁は、同年8月8日付けで、行政文書の一部を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書等を特定して開示を求めるとして、平成28年10月26日付けで処分庁に対し行われたものである。

2 本件審査請求の趣旨及び理由について

審査請求書によると、本件審査請求の趣旨及び理由は以下のとおりであ

る。

(1) 審査請求の趣旨

処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書等を特定して、開示を求めます。

(2) 審査請求の理由

平成28年7月7日、請求の内容を「総務省は、行政管理局が国民に対して、行政手続法の改正をパンフレットで大々的にPRし、法令違反の事実を発見した場合の「処分等の求め」を説明しているにも拘らず、国民からの特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしないう理由のわかるもの」との行政文書開示請求に対して、平成28年8月8日付け総官政第113号によって、「総務省と当方のメールのやり取り」及び「出典書籍名が明示されていない解説書の複写抜粋(29頁)」(当方が調べたところ「行政手続法の解説書」)を総務省大臣官房政策評価広報課が特定し開示しました。

(中略。審査請求人による当省メール回答に関する経緯及び意見のため)。

「行政手続法解説書(52頁から99頁及び274頁から283頁の2頁を1頁とする縮小版計29頁)」は、極めて不親切な開示ですが、丁寧に「条例違反は処分等の適用除外」という56頁及び96頁に付箋が付けてありました。一方、「法令違反の申出を受けた行政機関は必要な調査を行う等、対応しなければならない」という「処分等の求め」が記載されている274頁から283頁には付箋はありませんでしたが、「行政機関は法令違反の通報には対応の義務がある」と記載されており、当方が請求した「総務省が特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしないう理由」の情報開示にはなりません。逆に「法令違反通報の申出に対応しなければならない理由」が開示されています。

「特定市の条例違反」ではなく、「特定市の法令違反」の通報に総務省が対応しない理由を開示請求したのですから、「条例違反は適用除外」及び「法令違反には対応義務」を開示決定したことは明らかに失当です。

したがって、当方の請求を満たす行政文書を適正に特定し、開示を求めます。

3 本件開示請求及び原処分について

(1) 開示請求に至るまでの審査請求人とのやり取り

ア 平成28年2月13日、審査請求人は、公立大学法人特定市立大学による保有個人情報の取扱い等が、特定市条例等に違反しているとして、「特定市の多くの不正の証拠を改めて提出したいと思いますので、貴省行政管理局宛で良いのかご教示ください」という旨のメ

ールを，総務省ホームページから送付した。

これに対し総務省は，平成28年2月19日，特定市立大学の保有個人情報の取扱いは，特定市の個人情報保護条例によって規律されるものであり，地方公共団体の個人情報保護条例について何らかの見解を示す，また，開示・不開示について個別の判断を差し挟む立場にないことを説明するメールを，審査請求人に返信した。

イ 平成28年2月20日，審査請求人は，「地方公共団体の法令違反（地方公務員法違反）に対し，対処する総務省の部署はどこですか」という旨のメールを，総務省ホームページから送付した。

これに対し総務省は，平成28年2月26日，地方公共団体の職員が地方公務員法に違反した場合の対応は，各地方公共団体の任命権者において適切に行うべきものである旨のメールを審査請求人に返信した。

ウ 平成28年2月27日，審査請求人は，「地方公共団体の長を含む組織的な地方公務員法違反の対応は，総務省自治行政局公務員部公務員課ですか」という旨のメールを，総務省ホームページから送付した。

これに対し総務省は，平成28年3月4日，地方公共団体の長は特別職の地方公務員であり地方公務員法の適用は受けないこと（地方公務員法4条2項），「組織的な地方公務員法違反」が何を指すか明らかでないが，地方公共団体の職員が地方公務員法に違反した場合の対応については，各地方公共団体の任命権者において適切に行うべきものであることを説明するメールを，審査請求人に返信した。

エ 平成28年3月7日，審査請求人は，「地方公共団体の任命権者を含む組織的な法令違反の通報先は総務省ではないのですか」という旨のメールを，総務省ホームページから送付した。

これに対し総務省は，平成28年3月11日，回答は2月26日及び3月4日に返信したメールのとおりであり，法令違反が刑法等に関するものであれば，司法当局に問い合わせるべきである旨のメールを，審査請求人に返信した。

これに対し審査請求人は，平成28年3月13日，質問に「はい」か「いいえ」で答えるよう求めるメールを，総務省ホームページから送付した。

これに対し総務省は，平成28年3月18日，審査請求人が主張する「組織的法令違反」がどの法令のどの規定に違反するものなのか明らかでなく，どのような権限に基づき当省の関与が求められているのか分かりかねるため，先に回答していること以外に答えることは困難である旨を説明するメールを，審査請求人に返信した。

オ 平成28年3月20日、審査請求人は、「総務省行政管理局の「平成27年4月1日から行政手続法が改正されました！！」というパンフレットは虚偽ですか」という旨のメールを、また、平成28年3月28日には、「特定市の法令違反の申出方法をご教示ください」という旨のメールを、総務省ホームページから送付した。

これに対し総務省は、平成28年4月8日、パンフレットに記載されているとおり、平成27年4月1日に施行された改正行政手続法では、国民が具体的な法令違反の事実を発見し、その法令違反の是正のために必要な処分や行政指導がなされていないと考える場合に、求める処分や行政指導を行う権限を有する行政機関に対しその処分や行政指導を求めることができる（以下「処分等の求め」という。）一方、地方公共団体が条例等に基づいて行う処分や行政指導については、行政手続法の適用はなく、各地方公共団体において定められる条例の趣旨に則り適切に対応されるべきものである旨を説明するメールを、審査請求人に返信した。

カ 平成28年7月7日付けで、審査請求人から、「総務省は、行政管理局が国民に対して、行政手続法の改正をパンフレットで大々的にPRし、法令違反の事実を発見した場合の「処分等の求め」を説明しているにも拘らず、国民からの特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしめない理由のわかるもの」の開示を求める行政文書開示請求がなされた。

(2) 開示決定について

審査請求人は、当省が行政手続法の改正をPRしたパンフレットにおいて「処分等の求め」を説明しているにもかかわらず、国民からの特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしめない理由のわかるもの、の開示を求めているが、その理由は、平成28年2月19日から平成28年4月8日にかけて審査請求人に返信したメールで説明したとおりである。

よって、審査請求人が開示を求める行政文書として、平成28年2月13日以降に審査請求人と交わしたメールと、行政手続法の適用除外規定及び処分等の求めについて解説されている「逐条解説 行政手続法」（総務省行政管理局作成）の関連頁を特定し、不開示情報を除き、開示したものである。

4 原処分の妥当性について

(1) 文書の特定について

審査請求書によると、審査請求人は、自分は「特定市の条例違反」ではなく、「特定市の法令違反」について、「処分等の求め」を求めているにもかかわらず、総務省が対応しない理由がわかる文書の開示を求めたのであって、開示された「逐条解説 行政手続法」の関連頁は、「条

例違反は適用除外」であることを説明していても、「法令違反通報の申出に対応しなければならない」と説明しているのだから、当該頁を開示対象行政文書として特定したことは誤りであると主張しているようである。

処分等の求めとは、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、当該処分又は行政指導をすることを求めることができるというものであり（行政手続法36条の3第1項）、申出は申出書を提出してしなければならず（行政手続法36条の3第2項）、申出を受けた行政機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、処分又は行政指導をしなければならない（行政手続法36条の3第3項）。なお、地方公共団体の機関が条例に基づき行う処分等については、この規定は適用されない（行政手続法3条3項）。

しかし、審査請求人は、「処分等の求め」を求めていたと主張するが、本件行政文書開示請求を受け付けた時点では、処分庁に対しメールにより質問を繰り返していたにすぎない。また、そのメールからは、具体的にどのような法令違反を主張しているのか判然としなかったが、処分庁は、質問に回答していた。このため開示請求内容である「行政手続法の改正をPRしたパンフレットにおいて「処分等の求め」を説明しているにも拘わらず、国民からの特定市の法令違反通報の申出に対応しようとする理由のわかるもの」に該当する行政文書として、審査請求人との間で交わした、審査請求人へ適切な行政庁を教示しているメール及び行政手続法を解説した「逐条解説 行政手続法」の関連頁を特定し開示したことは妥当である。

（2）メールを開示対象行政文書としたことについて

審査請求書によると、審査請求人は、「保有個人情報の請求でもないのに、個人のやり取りメール自体を個人情報とせず、行政文書とすることも明らかに失当です」と主張している。

法上、行政文書とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」とされている。

本件において開示決定した個人とのやり取りメールは、国民から総務省に寄せられた照会と回答であることから、行政文書として保管していたものであり、法5条1号の不開示情報（個人に関する情報）を除き、

開示したものである。

5 結論

以上のとおり、行政文書の一部を不開示とした原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年2月7日 審議
- ⑤ 同月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「総務省は、行政管理局が国民に対して、行政手続法の改正をパンフレットで大々的にPRし、法令違反の事実を発見した場合の「処分等の求め」を説明しているにも拘らず、国民から特定市の法令違反通報の申出に対応しようとししない理由の分かるもの」（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）を特定し、その一部について、法5条1号に該当するとして、不開示としたものである。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件開示請求の内容を満たす文書を特定することを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁の説明

審査請求書によると、審査請求人は、自分は「特定市の条例違反」ではなく、「特定市の法令違反」について、「処分等の求め」を求めているにもかかわらず、総務省が対応しない理由がわかる文書の開示を求めたのであって、開示された「逐条解説 行政手続法」の関連頁は、「条例違反は適用除外」であることを説明しているにもかかわらず、「法令違反通報の申出に対応しなければならない」と説明しているのだから、当該頁を開示対象行政文書として特定したことは誤りであると主張しているようである。

処分等の求めとは、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと料するとき、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、当該処分又は行政指導をすることを求めることがで

きるといふものであり（行政手続法 36 条の 3 第 1 項），申出は申出書を提出してしなければならず（行政手続法 36 条の 3 第 2 項），申出を受けた行政機関は，必要な調査を行い，その結果に基づき必要があると認めるときは，処分又は行政指導をしなければならない（行政手続法 36 条の 3 第 3 項）。なお，地方公共団体の機関が条例に基づき行う処分等については，この規定は適用されない（行政手続法 3 条 3 項）。

しかし，審査請求人は，「処分等の求め」を求めていたと主張するが，本件行政文書開示請求を受け付けた時点では，処分庁に対しメールにより質問を繰り返していたにすぎない。また，そのメールからは，具体的にどのような法令違反を主張しているのか判然としなかったが，処分庁は，質問に回答していた。このため開示請求内容である「行政手続法の改正を PR したパンフレットにおいて「処分等の求め」を説明しているにも拘わらず，国民からの特定市の法令違反通報の申出に対応しようとしぬ理由のわかるもの」に該当する行政文書として，審査請求人との間で交わした，審査請求人へ適切な行政庁を教示しているメール及び行政手続法を解説した「逐条解説 行政手続法」の関連頁を特定し開示したことは妥当である。

（2）検討

ア 審査請求人は，上記第 2 の 2 のとおり，審査請求書や意見書において，総務省が「特定市の法令違反通報の申出」に対応しようとしぬ理由が開示されていないなどと種々主張するところ，これは，審査請求人が行った上記の「申出」が，実際に特定市の法令違反の事実があることを通報するものであり，したがって，行政手続法 36 条の 3 第 1 項に基づく「処分等の求め」に当たるということを前提に，本件請求文書に該当する文書が特定されていない旨を主張しているものと認められる。

イ これに対し，処分庁は，本件請求文書中の「特定市の法令違反通報の申出」について，審査請求人が具体的にどのような法令違反を主張しているのか判然としなかったことから，実際に法令違反の事実があると認められるか否かはともかく，審査請求人が「特定市の法令違反通報の申出」と主張している申出又はこれに類するもの（行政手続法の規定に基づく「処分等の求め」に該当しないものも含む。）と広く解した上で，「これに対応しない理由のわかるもの」に該当する文書を本件開示請求の対象となる文書として特定し，原処分を行ったものと解される。

そして，理由説明書（上記第 3）や文書 1（その写しが諮問書に添付されている。）の記載からうかがわれる，本件開示請求に至るまでの審査請求人と総務省とのやり取り等を併せ考えると，処分庁が，本

件開示請求の内容を上記のとおり解したことが不合理であるとはいえない。

ウ そこで、以上を前提に、本件対象文書の特定の妥当性を検討することとする。

エ まず、文書1についてみると、当審査会において諮問書に添付された文書1（写し）を確認したところ、審査請求人が特定市に法令違反がある旨種々主張しているのに対し、総務省は、「いただいたご照会は、特定市立大学の保有個人情報の取扱いに関するものですので、（略）「個人情報保護条例」により規律されるものと考えます。」（平成28年2月19日18：04送信）、「地方公共団体の職員が地方公務員法に違反した場合の対応は、各地方公共団体の任命権者において適切に行うべきものです。」（平成28年2月26日18：10送信）、「組織的な法令違反がどの法令のどの規定に違反するものなのか明らかでなく、どのような権限に基づき当省の関与が求められているのか分かりかねますので、先にご回答していることのほか、当省として申し上げることは困難であります。」（平成28年3月18日19：02送信）、「地方公共団体が条例等に基づいて行う処分や行政指導については、行政手続法の適用はなく、各地方公共団体において定められる条例の趣旨に則り適切に対応されるべきものと考えられます。」（平成28年4月8日18：51送信）等と回答していることが認められる。

そうすると、文書1については、その記載内容に照らすと、「特定市の法令違反通報の申出」に係る審査請求人の申出又はこれに類するものについて、総務省が対応できない理由が記載された文書に当たるといえることができるから、本件請求文書に該当すると認められる。

オ 次に、文書2についてみると、当審査会において諮問書に添付された文書2（写し）を確認したところ、文書2には、行政手続法に基づく「処分等の求め」に関して定めた同法36条の3（処分等の求めの対象（1項）、申出書の提出（2項）、申出を受けた行政庁又は行政機関の対応（3項））に関する逐条解説、及び「処分等の求め」に係る規定は、地方公共団体の機関が条例に基づき行う処分等については適用されないこと等、適用除外について定めた同法3条に関する逐条解説が記載されていると認められる。

そして、審査請求人は、「処分等の求め」を行っていたと主張するものの、行政手続法36条の3第2項に基づく「処分等の求め」に係る申出書は提出しておらず、そのため、処分庁においては、本件開示請求時点で、審査請求人は、処分庁に対しメールにより質問を繰り返していたにすぎなかったことから、同条3項に基づく行政庁

又は行政機関の対応（処分等）を行っていないという認識であったことがうかがえる。そうすると、「処分等の求め」の対象について規定した同条1項の外、同条2項及び3項の各規定の逐条解説をした文書は、審査請求人からの上記の申出又はこれに類するものについて、総務省が対応できないことに関係するものであると認められる。

また、本件開示請求は、行政手続法の規定に基づく「処分等の求め」について言及した上で、総務省が「特定市の法令違反通報の申出」に対応しようとしなない理由が分かるものの開示を求めるものであるが、これに関連した審査請求人と総務省とのやり取りが記録されている文書1を確認したところ、平成28年4月8日付けメールにおいて、総務省は、地方公共団体が条例等に基づいて行う処分や行政指導については、行政手続法の適用はなく、各地方公共団体において定められる条例の趣旨に則り適切に対応されるべきものである旨説明していることが認められるから（上記エ）、同法3条の規定の逐条解説をした文書も、審査請求人からの上記の申出又はこれに類するものについて、総務省が対応できないことに関係するものであると認められる。

したがって、文書2は、本件開示請求に係る「特定市の法令違反通報の申出」につき、行政手続法上の「処分等の求め」に係る規定との関係で、総務省が対応できないことに関係する規定の逐条解説をした文書であり、その記載内容に照らすと、特定市に法令違反がある旨主張している審査請求人の申出又はこれに類するものについて、総務省が対応できない理由が記載された文書に当たるということができるから、本件請求文書に該当すると認められる。

カ そして、審査請求人は、文書1及び文書2の外に本件請求文書に該当する文書が存在することにつき、具体的な根拠を示しているとは認められず、その存在を認めるに足りる事情も存しない。

キ また、文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、担当部局の書庫、事務室及び共用ドライブ内を探索したとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

ク 以上のことから、総務省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、総務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

本件対象文書

文書1 平成28年2月13日から同年4月8日までの間に「総務省へのご意見・ご提案の受付」に寄せられたメール及び回答のうち、上記内容（注：本件請求文書の内容を指す。）がわかるもの

文書2 「逐条解説 行政手続法」（関連ページ）